

# 平成28年度小松島市事務事業評価シート

<b>■事業の位置づけ（基本事項）</b>				<b>整理番号</b>	4 - 4 - 3
<b>事務事業名</b>	空き家等対策事業			<b>担当課係</b>	住宅課 管理係
<b>総合計画上の位置付け</b>	<b>大項目</b>	1. 「安全」のまちづくり		<b>記入担当者</b>	
	<b>中項目</b>	①災害被害の減少		<b>内線等</b>	
	<b>小項目</b>	3. 地震や津波の被害を軽減する減災のまちづくり		<b>E-mail</b>	
<b>事業の実施主体</b>	市（委託・補助事業含む）			<b>事業区分</b>	経常事業
<b>事業予算費目</b>	<b>款</b>	8	土木費	<b>項</b>	8
	<b>目</b>	1	住宅管理費	<b>事業</b>	7
<b>開 始 年 度</b>	平成26	<b>年度</b>	根拠法令・要綱等	空家等対策の推進に関する特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱、徳島県空き家再生等推進事業補助金交付要綱	

<b>■事務事業の概要（実施内容）</b>					
<b>事業の対象</b>	（誰の、何のために事業を実施するのか） 構造の腐朽や破損等の程度が一定以上で、倒壊すれば前面道路を閉塞し、避難や救助活動に支障をきたす恐れがある空き家の除却を行う者に対する助成。				
<b>事業の目的</b> （意図）	（事業実施によってどういう状態にしたいのか） 適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または、財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的とする。				
<b>事業の内容</b> （内容・手法等）	（どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか） 空き家対策について今後事業実施していくために、実態調査を行い、問題や対策を明確にするために計画を策定する。さらに、空家の活用や除却の支援を同時に推進し、管理されていない空き家の増加を抑える。また、地震時等に倒壊等により道路を閉塞する恐れのある老朽化して危険な空き家の所有者への除却費用の補助金を交付する。				
<b>事業の背景</b> （経緯等）	（事業開始の背景やこれまでの経緯） 「空家等対策の推進に関する特別措置法」においては、空き家の所有者等が、適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、市町村が、地域の実情に応じた空き家等に関する対策の実施主体として位置付けられ、空家等対策計画の作成、その他空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされている。				

## ■事務事業の業績・推移（目標・実績）

		指標名			指標の説明			指標化できない成果
		老朽危険空き家除却件数			老朽危険空き家の除却を行った件数			
成果指標	単位	H27	H28	H29	H30	目標年度 目標値		
		目 標	3	5	5			
		実 績	3	1				
		達成度	100.0%	20.0%				

  

活動実績・参考となる指標	指標名		単位	H27	H28	H29	H30	指標の説明
	計画	実績						
	老朽危険空き家相談件数		件	20	20	15		
				20	28			

## ■事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

		27年度決算	28年度決算	28年度予算	29年度予算					
全体コスト（円）	A	直接事業費								
	関連事業費	財源内訳	2,118,000		5,061,180		9,218,000		12,287,000	
			1,588,000		4,080,000					
			530,000		981,180					
	B	741,240		1,187,150						
		7,412,399		5,935,749						
	0.10		0.20							
	2,859,240		6,248,330							
単位コスト	活動指標の説明		除却した件数（3）+相談件数（20）		除却した件数（1）+相談件数（28）		備考			
	活動指標1 単位当たりコスト		124,315		215,460		平成27年4月1日現在 人口39,866人			
	市民一人あたりのコスト		72		159		平成28年4月1日現在 人口39,358人			

■事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 近年、空き家に関する問題が表面化する中、国においては、空き家等の対策のために、平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法を完全施行し、適正な管理のされていない空き家等に対しては、所有者や管理者に修繕や解体など適切な管理をするための措置が盛り込まれた。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 老朽空き家が増え、防災・防犯・住環境の改善・良好な景観形成等のため解体撤去や適切な管理を求める意見がある。

■項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果 (該当にチェック)	判断理由・評価コメント (具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	<input type="radio"/> ① 必要性が高い	近年空き家の増加が全国的な問題となっており、本市においても老朽化し危険な状態で放置された空き家に対する苦情、相談が多数寄せられており、生活の身近な問題として市民のニーズは高い。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば必要性がある	
	<input type="radio"/> ③ 必要性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必要性がない	
妥当性 (市で行わなければならないか)	<input type="radio"/> ① 市が行わないといけない	空家等対策の推進に関する特別措置法では、所有者等が適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、市町村が地域の実情に応じた空き家等に関する対策の実施主体として位置付けられている。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば市で実施	
	<input type="radio"/> ③ 必然性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必然性がない	
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	<input type="radio"/> ① 効率的である	本事業は空き家の総合的な対策の位置づけとして、空き家対策の一部である除却を対象とした「老朽危険空き家除却支援事業」を本事業と統合し運用を行った。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば効率的	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば非効率的	
	<input type="radio"/> ④ 非効率的	
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	<input type="radio"/> ① 緊急性が高い	適切な管理が行われなまま放置されている状態の空き家は、防犯、防災、衛生、環境面の悪化などにより、近隣住民や第三者に不利益や損害を与える恐れがあり、早急に施策を講じる必要がある。
	<input type="radio"/> ② 比較的緊急性がある	
	<input type="radio"/> ③ 緊急性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 緊急性はない	
成果 (目的の達成状況)	<input type="radio"/> ① 成果が上がっている	平成28年度は、除却費用の問題や、所有者が不明であったり、空き家の管理者が県外在住であることなどから、1件の空き家除却に対して補助を行った。また、空き家等対策計画の策定に向け、市内空き家の実態調査を行った。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば上がっている	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば上がっていない	
	<input type="radio"/> ④ 成果は上がっていない	
今後の課題	空き家の管理について、第一義的には、空き家等の所有者又は管理者が自らの責任により的確対応をすることが前提とされており、空き家所有者等の管理者意識を啓発し、適切な管理を促していく必要がある。	

■一次評価 (評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評価	2	1 拡 充 す る	80 点 以上	評価点による判定	判定に至った理由	本市も含めて全国的に空き家は、人口の減少とも相まってますます増加するものと考えられ、当該事業への市民のニーズは高く、継続することが望ましいと考えられる。また、総合的な空き家対策を推進していくためには、関係部署との連携が重要である。		
		2 現状のまま継続する	60 ~ 79 点					
		3 改善・効率化し継続	40 ~ 59 点				評価点	73
		4 終期設定し終了	20 ~ 39 点				2	
		5 完了・休止・廃止	19 点 以下					

■改善・効率化の方向性 ※一次評価の判定が3の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容 (方向性・対象・手段等について記述)】
----------------------------------

■二次評価 (所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評価	2	1 拡 充 す る	判定説明	適切な管理が行われていない空き家等に対して法律等に基づき、必要な助言、指導、勧告、命令等を行い適切な管理を促すとともに、それぞれの地域の活性化等の観点から、国の財政上の支援措置等を利用しながら、空き家等を地域資源として有効活用するなど地域の実情に応じた空き家等に関する施策を全庁的に実施していく必要がある。
		2 現状のまま継続する		
		3 改善・効率化し継続		
		4 終期設定し終了		
		5 完了・休止・廃止		